

南相馬市行政改革審議会委員の公募要領

市は、行政機構に市民の意見を反映するため、「市の行政機構の改革及び事務改善に関する事項」を審議する南相馬市行政改革審議会委員の公募要領を、次のとおり定める。

1 公募する委員

南相馬市附属機関設置条例第2条に基づく南相馬市行政改革審議会の委員

2 公募する委員の人数

2人

3 委員の任期

委嘱の日から2年間

4 公募の方法

- (1) 市ホームページに募集記事を掲載し募集する。
- (2) 公募期間は、令和8年10月1日（木）から令和8年10月20日（火）までの20日間とする。

5 応募要件

- (1) 令和8年4月1日現在において18歳以上の市民
(市内に通勤・通学する方または市内に事務所、事業所を有する方を含む。)
- (2) 南相馬市議会議員、南相馬市職員でない方
- (3) 南相馬市が設置する他の委員会等の委員でない方
- (4) 平日の会議に出席できる方

6 応募用紙の配布

市ホームページからのダウンロード及び市民課、各区役所市民福祉課で配布する。

7 応募方法

- (1) 所定の応募用紙に必要事項を記載し、『志望動機』をテーマとする作文を添えて「企画課企画係」に提出する。
- (2) 作文は、400字程度にまとめたものとする。
(所定の原稿用紙又は任意様式の用紙を使用すること。)
- (3) 応募用紙の提出は、持参・郵送・電子メールのいずれかの方法によるものとする。
(持参の場合は、平日午前8時30分から午後5時15分まで)
- (4) 応募期限は、令和8年10月20日（火）午後5時15分まで（必着）

8 公募委員の選考

- (1) 応募者数が募集定員（2人）以下の場合は、応募要件等を審査した上で応募のあった者を委員とする。
- (2) 応募者数が募集定員（2人）を上回った場合は、作文を審査し、適任者を選考する。
- (3) 公募委員選考委員会は、次のメンバーにより構成する。

復興企画部長（委員長）、企画課長、原町区地域振興課長、小高区地域振興課長、鹿島区地域振興課長

9 その他

- （１）公募委員に選ばれた方であっても、応募資格を満たさないことが判明した場合、公募委員の資格を失うものとする。
- （２）本審議会の公募委員になられた方は、他の附属機関等で公募委員を設ける場合、応募できない場合がある。
- （３）選考の結果、公募委員として委嘱されることとなった方については、市ホームページなどで氏名を公表する場合があるため、あらかじめ了承の上申し込むこと。

10 応募先・問合せ

〒975-8686 南相馬市原町区本町二丁目27番地

南相馬市役所復興企画部企画課

TEL 24-5358 FAX 23-2511

e-mail kikaku@city.minamisoma.lg.jp